

岐阜県公報

第 二 百 二 十 七 号
令 和 三 年 八 月 二 十 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

保安林の解除をしようとする旨の通知	(治 山 課) 四五七
保安林に指定する予定である旨の通知	(同) 四五八
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課) 四六〇
土砂災害警戒区域の指定解除	(同) 四六一
土砂災害特別警戒区域の指定解除	(同) 四六一
土砂災害警戒区域の指定	(同) 四六二
土砂災害特別警戒区域の指定	(同) 四六三
公 示	
県営土地改良事業計画の決定	(農 地 整 備 課) 四六三
開発行為の工事の完了	(建 築 指 導 課) 四六三
落札者等に関する公示	(産 業 技 術 総 合 セ ン タ ー) 四六五
落札者等に関する公示	(特 別 支 援 教 育 課) 四六五
正 誤	
道路の供用開始中訂正	(道 路 維 持 課) 四六五

告 示

岐阜県告示第三百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和三年八月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

飛驒市神岡町割石字小谷三〇の二・三〇の二四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三〇の二一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和三年八月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
下呂市小川字井口一三六一の三
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

岐阜県告示第三百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和三年八月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
揖斐郡揖斐川町日坂字岩屋一五五七の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

岐阜県告示第三百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年八月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所

岐阜市芥見七丁目一四六の一（次の図に示す部分に限る。）、二六九

- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年八月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
大垣市上石津町一之瀬字川東三二二の三から三二二の七まで
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字川東三二二の四・三二二の五・三二二の七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三二二の六
- 2 その他森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年八月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
高山市国府町宇津江字宮ヶ洞山三二一六の一、三二一六の九
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年八月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
中津川市付知町字欠ヶ洞八六九八の二〇、字下谷九〇六七の一、九〇七〇、九一一〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字欠ヶ洞八六九八の二〇・字下谷九〇六七の一・九〇七〇・九一一〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年八月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巢市根尾門脇字尾砂谷六八九、六九〇、六九四の五、六九四の七、六九四の一七から六九四の二五まで、六九四の二七、六九四の二八、六九四の一四七

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年八月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市金山町祖師野字橋場二二四の一、二二四の三、二二五、二二六の二から二六の四まで、二二七、二二八の一、二二八の二、二二九、二三〇の一、二三一、二三二、二三三の一、二三三の二、二三四の一、二三四の二、二三五の一、字八福堂二〇三九、一〇四〇、一〇四五、一〇四六の一、一〇四六の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百六十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年八月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

上 野

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）
高山市中切町

六九五番	一号
一三八〇番一	二号
一三四六番一	三号
一三四三番二	四号
一三四三番一	五号
一三二〇番四	六号
一三一七番一	七号
七五〇番	八号
七四二番一	九号
七四一番	十号
七二一番八	十一号
七三一番四	十二号

七〇九番
七〇四番一
十三号
十四号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百六十九号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第二百十一号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和三年八月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
北ヶ洞谷	郡上市大和町剣 （次の図に示すとおりとする。）	土石流
寺洞谷	郡上市大和町栗巣 （次の図に示すとおりとする。）	土石流
牧ヶ洞谷	郡上市大和町牧 （次の図に示すとおりとする。）	土石流
外林谷川	郡上市大和町島 （次の図に示すとおりとする。）	土石流
栄谷	郡上市大和町島 （次の図に示すとおりとする。）	土石流
会所洞川及び尾谷川	郡上市大和町万場 （次の図に示すとおりとする。）	土石流
矢場田洞谷	郡上市大和町万場 （次の図に示すとおりとする。）	土石流

毘沙門洞
郡上市大和町剣
（次の図に示すとおりとする。）

榎割谷
郡上市大和町剣
（次の図に示すとおりとする。）

水谷洞谷
郡上市大和町神路
（次の図に示すとおりとする。）

田口谷
郡上市大和町牧
（次の図に示すとおりとする。）

繁久谷
郡上市大和町古道
（次の図に示すとおりとする。）

繁久口谷
郡上市大和町古道
（次の図に示すとおりとする。）

栃洞谷左支川
郡上市大和町古道
（次の図に示すとおりとする。）

久保洞
郡上市大和町栗巣
（次の図に示すとおりとする。）

前ヶ洞谷
郡上市大和町剣
（次の図に示すとおりとする。）

土石流
土石流
土石流
土石流
土石流
土石流
土石流
土石流
土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県郡上市土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第二百十三号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和三年八月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

繁久口谷	繁久谷	田口谷	水谷洞谷	檀割谷	毘沙門洞	北ヶ洞谷	寺洞谷	牧ヶ洞谷	外林谷川	栄谷	会所洞川及び尾谷川	矢場田洞谷	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	建築物に作用す ると想定される 衝撃に関する事 項
(次の図に示すとおりとする。)																
土石流																
次の図に示すと おりとする。																

檜洞谷左支川	郡上市大和町古道 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すと おりとする。
久保洞	郡上市大和町栗巣 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すと おりとする。
前ヶ洞谷	郡上市大和町剣 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すと おりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年八月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
矢場田洞谷	郡上市大和町万場	次の図のとおり	土石流
会所洞川及び尾谷川	郡上市大和町万場	次の図のとおり	土石流
栄谷	郡上市大和町島（福田）	次の図のとおり	土石流
外林谷川	郡上市大和町島（福田）	次の図のとおり	土石流
牧ヶ洞谷	郡上市大和町牧	次の図のとおり	土石流
寺洞谷	郡上市大和町栗巣	次の図のとおり	土石流
北ヶ洞谷	郡上市大和町剣	次の図のとおり	土石流
毘沙門洞	郡上市大和町剣	次の図のとおり	土石流
檀割谷	郡上市大和町剣	次の図のとおり	土石流

水谷洞谷	郡上市大和町神路	次の図のとおり	土石流
田口谷	郡上市大和町牧	次の図のとおり	土石流
繁久谷	郡上市大和町古道	次の図のとおり	土石流
繁久口谷	郡上市大和町古道	次の図のとおり	土石流
栃洞谷左支川	郡上市大和町古道	次の図のとおり	土石流
久保洞	郡上市大和町栗巣	次の図のとおり	土石流
前ヶ洞谷	郡上市大和町剣	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年八月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
会所洞川及び尾谷川	郡上市大和町万場	次の図のとおり	土石流
栄谷	郡上市大和町島（福田）	次の図のとおり	土石流
牧ヶ洞谷	郡上市大和町牧	次の図のとおり	土石流
北ヶ洞谷	郡上市大和町剣	次の図のとおり	土石流
毘沙門洞	郡上市大和町剣	次の図のとおり	土石流
水谷洞谷	郡上市大和町神路	次の図のとおり	土石流

公 示

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

田口谷	郡上市大和町牧	次の図のとおり	土石流
繁久口谷	郡上市大和町古道	次の図のとおり	土石流
栃洞谷左支川	郡上市大和町古道	次の図のとおり	土石流

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和三年八月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
各務用水四期地区	岐阜市役所 各務原市役所	令和 三・八・二〇から 同 三・九・一七まで

開発行為の工事が完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和三年八月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>開発許可(変更許可)番号及び年月日</p>	<p>岐阜県指令岐西建築第一二二号の一七 令和 三・ 一・二一</p>	<p>岐阜県指令岐西建築第一二二号の一四 令和 二・二・二四 〔岐阜県指令岐西建築第一四四号の一〇〕 令和 三・ 六・二八</p>	<p>岐阜県指令岐西建築第一二二号の一〇 令和 三・ 二・ 五</p>	<p>岐阜県指令岐西建築第一二六号の五 令和 二・ 四・ 七 〔岐阜県指令岐西建築第一二四号の一八〕 令和 二・一〇・二八</p>	<p>岐阜県指令岐西建築第一一五号の八 令和 三・ 三・一〇</p>	<p>岐阜県指令岐西建築第一一五号 令和 二・一〇・一六</p>	<p>岐阜県指令岐西建築第一一九号の二 令和 二・一〇・三〇 〔岐阜県指令岐西建築第一二四号の三一〕 令和 三・ 三・ 五</p>
<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p>	<p>羽島市正木町不破一色字西口三六一番、三九七番二及び羽島市所管法定外公共物(道路及び水路)</p>	<p>羽島市正木町須賀字明城寺二五八三番一</p>	<p>羽島市竹鼻町狐穴小堤一一二二番から一一二四番まで</p>	<p>(第二工区) 羽島郡笠松町米野字黍島五二七番一及び五二七番二</p>	<p>羽島郡笠松町北及字五反田一五六八番一</p>	<p>羽島郡笠松町代字社古地一〇三〇番一、一〇三二番一、一〇三三番一、一〇三三番一、一〇三三番一、一〇三三番一及び一〇三三番一</p>	<p>不破郡垂井町綾戸字山ヶ道九四九番一の一部、九四九番六、九五〇番一、九五〇番二及び九五三番三</p>
<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>	<p>岐阜県羽島市福寿町間島三丁目五八番地 七いろ不動産株式会社 代表取締役 塚 田 真 弓</p>	<p>岐阜県岐阜市西荘二丁目一四番四〇号 岐阜不動産業協同組合 代表理事 浅 野 勝 史</p>	<p>岐阜県羽島市竹鼻町狐穴一一二〇番地一 医療法人社団雪嶺会 理事長 河 合 清 隆</p>	<p>愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道一〇四番地 有限会社千竹地所 代表取締役 千 田 一 光</p>	<p>岐阜県岐阜市長住町五丁目八番地 國六株式会社 代表取締役 國 井 重 宏</p>	<p>岐阜県羽島郡笠松町門間二二七八番地の一 株式会社ブライト 代表取締役 金 森 敏 彦</p>	<p>岐阜県不破郡垂井町東神田三丁目一五二番地の一 有限会社サニーク 代表取締役 水 野 浩 一 岐阜県大垣市鶴見町三九七番地の二 東新土地株式会社 代表取締役 平 野 博 己</p>

岐阜県建設工務部の公告

岐阜県の物品部及び特定役務の懸賞手続の特例を定める規程（平成十七年岐阜県規程第四十号）第十一條の改正により、次のとおり岐阜県建設工務部の公告とする。

令和三年八月十日

岐阜県建設工務部 田 田 謙

1 調達物品の名称及び数量 三次元粗さ解析電子顕微鏡装置 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和三年6月14日

4 落札者を決定した日 令和三年8月3日

5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市長区曹根一丁目128番地

中部科学機器株式会社名古屋営業所

所長 大前 佳久

6 落札金額 39,930,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県産業技術総合センター総務課管理調整係

(2) 所在地 関市小瀬1288

岐阜県建設工務部の公告

岐阜県の物品部及び特定役務の懸賞手続の特例を定める規程（平成十七年岐阜県規程第四十号）第十一條の改正により、次のとおり岐阜県建設工務部の公告とする。

令和三年八月十日

岐阜県建設工務部 田 田 謙

1 購入物品の名称及び数量 特別支援学校スクールバス（車椅子対応中型バス） 2

台

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和三年6月11日

4 落札者を決定した日 令和三年7月29日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市六条大溝一丁目7番1号

いすゞ自動車中部株式会社岐阜支社

岐阜支社長 山内 直樹

6 落札金額 41,310,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局特別支援教育課

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

田 田 謙

(監 署 職 員)

令和三年七月六日第六百十六号 東路の採用開始（岐阜県告示第三百九号）三九一頁

上記の表中「一九七地先」は「一七一地先」の「一七五・五」は「一〇七九・四」

の誤り。

令和三年八月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社